

地方選挙用選挙ビラ取扱いについて

2024 版

地方選挙にともなう選挙ビラ受付につきまして、以下の事項に注意をして下さい。

【選挙運動用ビラ】<候補者個人が頒布するビラ（個人ビラ）>

1.頒布できる個人ビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内、サイズはA4までです。

2.頒布出来る枚数には下記の制限があります。

都道府県の知事選挙	候補者個人ビラ	合計 300,000枚まで (岐阜・三重 160,000枚)
指定都市の市長選挙	候補者個人ビラ	合計 70,000枚まで
指定都市以外の市長選挙	候補者個人ビラ	合計 16,000枚まで
町村長選挙	候補者個人ビラ	合計 5,000枚まで

【平成31年3月1日施行】

県議会議員選挙	候補者個人ビラ	合計 16,000枚まで
指定都市の市議会議員選挙	候補者個人ビラ	合計 8,000枚まで
指定都市以外の市議会議員選挙	候補者個人ビラ	合計 4,000枚まで
町村議会議員選挙	候補者個人ビラ	合計 1,600枚まで

3.個人ビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼付し、表面に頒布責任者及び印刷者の住所氏名（法人の場合はその所在地と法人名）を記載しなければ頒布できません。

4.頒布可能な期間は、立候補届出（告示日より届出受付）受理後から投票日前日までです。

折込料金は、愛知県下5割増料金です。（手配管理料@0.20が別途必要です）

【政治活動用ビラ】<確認団体が頒布するビラ（政党ビラ）>

1.頒布出来る政党ビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内です。

2.枚数・サイズに制限は無く、証紙貼付の必要はありません。

3.頒布できる政党ビラは、表面に当該政党その他の政治団体の名称、選挙の種類及び公職選挙法の規定による政治活動用ビラである旨を表示する記号を記載したものです。

4.頒布可能な期間は、確認団体届出（公示日より届出受付）受理後から投票日前日までです。

折込料金は、通常料金です。（手配管理料@0.20が別途必要です）

いずれも、実施にあたっては念書を作成ください。